

## 記載事項変更

富山県運転免許センター・高岡運転免許更新センター及び県下各警察署で手続きができます。

受付場所	受付日	受付時間
富山県運転免許センター (富山市高島62-1)	月～木曜日(金曜日は、受付していません) (祝日、振替休日、年末年始を除く)	午前11:00～12:00 午後 3:00～ 4:00
	日曜日 (年末年始を除く)	午前10:00～12:00 午後 2:00～ 4:00
高岡運転免許更新センター (高岡市駅南4-1-22)	月～金曜日 (祝日、振替休日、年末年始を除く)	午前10:30～12:00 午後 3:00～ 5:00
警察署	月～金曜日 (祝日、振替休日、年末年始を除く)	午前 8:30～12:00 午後 1:00～ 5:00

### 【必要な書類等】

運転免許証のほかに下記のものをご持参ください。

住民票は、個人番号が記載されていない住民票を提出してください。

変更の内容	必要な書類等	提出	提示
住所のみ	住所を証明するもの 【例】個人番号が記載されていない住民票、健康保険証、公的機関から発行された本人宛の郵便物、公共料金の領収書等、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード(個人番号カード)等のいずれか一種類。 (※通知カードは証明書類になりません)		○
本籍(国籍) 氏名	本籍(国籍)が記載されている個人番号が記載されていない住民票。	○	
	氏名のみの変更は住民票に代えてマイナンバーカード(個人番号カード)でも可。		○
	住民基本台帳の適用を受けない方は、旅券等。		○
外国籍からの帰化による氏名、本籍	本籍が記載されている個人番号が記載されていない住民票。	○	
生年月日 性別	個人番号が記載されていない住民票。 ※ 生年月日の変更の場合は、運転免許証は作り替えとなりますので、富山県運転免許センターでのみ手続きできます。		○

### 【運転免許証への旧姓記載等】

令和元年12月1日から旧姓の記載、変更および削除も可能になりました。

旧姓の記載や変更の場合は、旧氏欄に旧姓が記載された住民票又は個人番号カードが必要です。

旧姓削除は、書類不要ですが、削除内容を免許証には記載しないため、再交付及び更新時に申し出ることによって旧姓を削除した免許証を交付します。

※ 住民票の旧氏欄への旧姓の記載には、市町村での手続きが必要になります。

旧姓の記載表示は、免許証の裏面に

「令和〇年〇月〇日旧姓を使用した氏名：立山花子

富山県公委

となります。次回の更新の際に、免許証の氏名欄の表示が、

「**剣** 花子[立山花子]

免許証の裏面に**氏名欄**の括弧内は旧姓を使用した氏名

富山県公委

と表示されます。

※ 免許証の裏面に記載してある内容(氏名、住所、条件等)を表面に表示したい場合、再交付(有料)手続きができます。

ご不明な点や問合せは、富山県運転免許センター 免許管理係(076-441-2211)へお願いします。